

意見募集結果を踏まえた陸上無線通信委員会報告(案)概要  
「5.2GHz帯及び5.6GHz帯を使用する無線LANの技術的条件」  
の修正箇所(抜粋)

 : 修正箇所

 : 資料40-3-1の別紙のNo.との対応

(本資料に示す他、エディトリアルな字句修正を行っている。)

# 5.2GHz帯高出力データ通信システム(仮称)等の技術的条件(案)

5.2GHz帯無線LANの屋外利用及び最大e.i.r.p.1Wまでの利用に際し、登録制を導入することから、現在の小電力データ通信システムに対し、新たなシステムを追加する。また、5.6GHz帯の上空利用は、DFSを具備するものについて可能とする。

現在の小電力データ通信システムと異なる部分を抜粋。

| 5.2GHz帯高出力データ通信システム(仮称)の主な技術的条件(案) |  |                                     |
|------------------------------------|--|-------------------------------------|
| 機器形態                               | アクセスポイント(AP)、中継器   | 端末                                  |
| 無線局種                               | (AP)基地局、(中継器)陸上移動中継局   | 陸上移動局                               |
| 無線局免許                              | 免許・登録の手続きが必要   | 免許・登録の手続きが必要<br>(ただし、登録局と通信する場合は不要) |
| 使用場所                               | 屋内、屋外(開設区域として告示した地域に限る。)   | 屋内、屋外(登録局と通信する場合に限る。)               |
| 等価等方輻射電力(e.i.r.p.)                 | 最大1Wとし、仰角に応じて制限を設ける。<br>(例) 占有周波数帯幅が19MHz以下のとき、<br>仰角 0°以上8°未満: -13dBW/MHz(50mW/MHz)以下<br>仰角 8°以上40°未満: $-13 - 0.716(\theta - 8)$ dBW/MHz以下<br>仰角 40°以上45°未満: $-35.9 - 1.22(\theta - 40)$ dBW/MHz以下<br>仰角 45°以上: -42dBW/MHz(0.063mW/MHz)以下<br>総電力で1W相当 | 現在の小電力データ通信システムと同様<br>(最大200mW)     |
| 帯域外漏えい電力                           | 現在の小電力データ通信システムの値の5倍(+7dB)とする。   | 現在の小電力データ通信システムと同様                  |
| その他機能                              | 通信相手の陸上移動局が使用するチャネルや電波の送信を制御する機能   | 通信相手の基地局又は陸上移動中継局からの制御を受けて通信する機能    |

なお、5.2GHz帯高出力データ通信システムの基地局又は陸上移動中継局から制御を受けて通信する場合に限り、既存の5.2GHz帯小電力データ通信システムも屋外利用を可能とする。

| 5.6GHz帯小電力データ通信システムの技術的条件(案) |                           |
|------------------------------|---------------------------|
| 使用場所                         | 屋内、屋外、上空(DFSを具備するものに限る。)* |

\*DFSを具備しないものは、従前同様、航空機内に限る。

## 制度化に向けた諸課題

### (5.2GHz帯高出力データ通信システム)

- 無線局の台数を管理する必要があるため、無線局の台数管理が可能である登録局制度の活用及びこれに伴い特定無線設備の対象とすること
- WRC-19で検討中であること及び5.3GHz帯気象レーダーの保護に留意した登録局の開設区域の設定
- 既存の無線LAN等の小電力データ通信システムと接続し通信する利用形態を想定した制度整備
- 将来的には小電力データ通信システム(免許・登録不要)への移行をすることも想定した対応
- 免許・登録が必要な無線設備については利用者が容易に判別できるよう周知

### (5.6GHz帯小電力データ通信システム)

- 上空利用が可能な無線設備については利用者が容易に判別できるよう周知
- 上空においてドローンを始めとした無人航空機等を遠隔操作する手段としては、5.6GHz帯小電力データ通信システムの使用が回避されることが必要であり、業界団体等を通じ、無人航空機等の利用者やメーカーにも周知を徹底

4, 6

## 今後の検討課題

- IEEE等の国際標準化機関の動向に注視するとともに、無線LANシステムの将来における新たな利用ニーズや技術方式の高度化に迅速に対応するため、必要に応じて技術的条件を見直すことが適当
- 移動衛星通信システム及び地球探査衛星システムとの共用については、当該システムの状況の変化により、必要に応じて当該共用条件等の見直しを図ることが適当
- 気象レーダーにおける更なる固体素子化の導入をはじめ、各種レーダーの高度化に伴い、必要に応じてDFSの条件等を見直しを図ることが適当